

# 特集 戸籍事務の コンピューター化

平成13年1月29日(月)運用開始

コンピュータ - から発行される戸籍の証明書

戸籍は、明治以来、和紙に手書きやタイプライターにより縦書きで記載されてきました。平成六年十二月の戸籍法の改正により、戸籍をコンピューターで処理できるようになりました。市でも、平成十三年一月二十九日運用開始を目標に、戸籍のコンピューター化の準備を行っています。これにより、より速く正確に戸籍が作成され、証明書が発行できるようになります。

## 証明書の発行が 速くなります

戸籍をコンピューターで管理することで、証明書を発行するまでの時間が短縮されます。

今まで、出生や婚姻の届け出から戸籍ができるまで一週間ほどかかりましたが、今後は、ほとんどの場合、一日でできるようになります。

## 今までの戸籍は 100年間保存します

今までの戸籍は、「改製原戸籍」として市役所に百年間保存されます。「改製原戸籍」の証明が必要な場合は、これまでの除籍などと同様に、申請により交付が受けられます。

## 証明書が 変わります

戸籍の証明書の様式が変わり、見やすくなります。詳しくは左ページをご覧ください。

## 氏名の文字を 一部置き換え、 該当者に通知します

戸籍をコンピューターに登録する時に使用できる文字は、常用漢字、人名用漢字、そのほか法務省で定める文字となっています。

そのため、「氏」または「名」が辞書にない文字で記載されている場合は、使用できる文字に置き換えます。

該当する人には、今年十二月中旬に「お知らせ」を郵送しますので、「ご確認」をお願いします。



# コンピュータ化によって変わること

## 新しい証明書

## 従来の証明書

A4サイズに

横書きに

新しい名称に




これまでの戸籍簿

偽造防止用紙に

黒色の電子公印に

本籍および住所の地番号に支号(枝番)がある戸籍および住民票については、「の」の表示を省略します。

例 )200番地の3      200番地3

これは、土地登記簿の地番号に「の」の表示がないので、統一するためです。

「曙町」「曙一丁目」「曙二丁目」「貝塚町」については、「曙」と「曙」、「塚」と「塚」を混在して使用していましたが、「曙」「塚」に統一します。

### 戸籍証明書の変更点

変更点	コンピュータ化後(新)	従来の証明(旧)
証明書の名称および用紙の大きさ	全部事項証明書 A4 個人事項証明書 A4	戸籍謄本 B4 戸籍抄本 B5
書式	筒条書き・横書き 算用数字	文章形式・縦書き 漢数字
用紙	偽造防止用紙	白紙
公印	黒色の電子公印	朱肉印
手数料	450円(変更なし)	450円

戸籍の届書の受け付けや証明書の発行は、従来どおり市民課および各地区市民センター(中部を除く)で行います。